



# 皆様の「ご協力をお願いします」

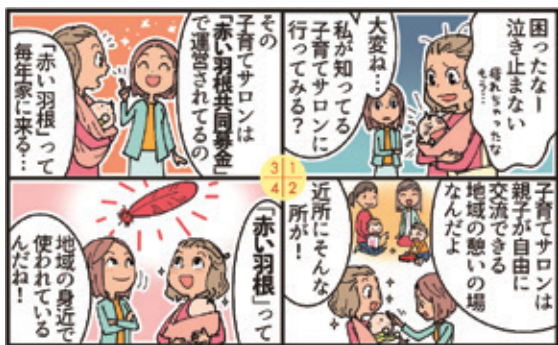
## 赤い羽根共同募金運動

地域の様々な活動を支援するために活用されています

「困ったときは、おたがいさま 支え合う人たちがいる」というキャッチコピーのもと、今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動が実施されます。

共同募金は、社会福祉法に基づき寄付金の募集で、民間団体である共

例えば、赤い羽根は、地域のこんな活動に使われています



同募金会が募金活動を展開しています。昭和22年（1947年）に「国民たすけあい運動」として始まった募金運動は、長年にわたって皆様のご支援とご協力に支えられ、今年で77回目を迎えました。

共同募金運動で皆様からお寄せいただいた募金は、高齢者のふれあいサロンや配食サービス、障がい者の就労に必要な環境整備や送迎サービス、子育てサロンや地域のみまもり支援、孤立防止活動など、様々な活動を支援するために使われています。また、大規模災害の発生時には、災害ボランティアセンター等の設置・運営資金としても活用されています。

地域においては、居場所を失い孤立する方々など、新たな生活課題や福祉課題が顕在化し、社会的な背景も重なるなど、これらの課題はますます複雑かつ多様化しています。課題解決に向けた活動を行う市町村社会

福祉協議会等の民間団体、NPO法人、ボランティアグループ等を支援する民間財源として、共同募金の必要性は高まっています。

### 共同募金目標額と使いみち

共同募金は、寄付が集まってきたから使いみちを考える募金とは異なり、事前に使いみち（助成計画）や集める額（目標額）を定め、地域福祉のために、募金と助成に関する計画を立てて行う「計画募金」です。

各市町村共同募金委員会では、自分の地域の「募金目標額」を達成するために必要な額を「目安額」として、各世帯に募金の協力を依頼しています。

本県の今年度の募金目標額と使いみちは、次のとおりです。

今年度も、皆が安心して暮らせるまちづくりを目指し、募金運動を展開してまいりますので、温かいご支援、ご協力をお願いします。

令和4年度共同募金運動の様子



釜石市共同募金委員会



盛岡市共同募金委員会

令和5年度の募金目標額

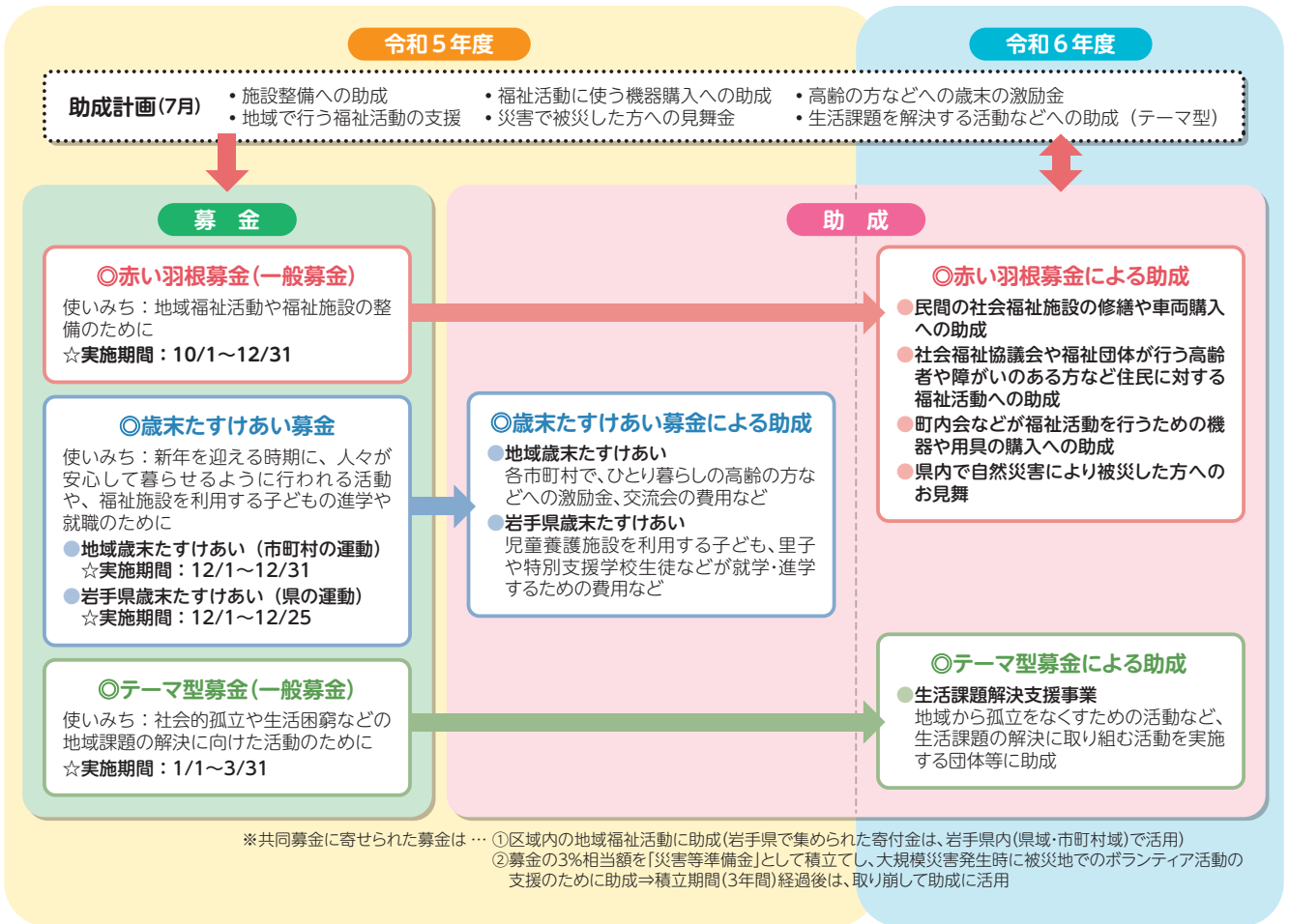
3億5,636万円

- 赤い羽根共同募金 …………… 2億2,292万円
- 歳末たすけあい募金 …………… 1億3,344万円



令和5年度共同募金運動ポスター

共同募金のしくみ



募金の主な使いみち

社会福祉施設利用者へのサービス向上に向けた施設整備に (建物修繕、車両・機器整備)	769万円
社会福祉協議会や福祉団体等が行う地域福祉活動に (高齢者・障がい者・子育て家庭等を対象とした活動や、被災者・生活困窮者支援など)	1億3,322万円
ボランティア団体、町内会等の福祉のまちづくり活動に	400万円
災害支援に ・火災・風水害等による被災世帯への見舞金 ・大規模災害時に行う被災地支援活動の準備金	100万円 1,069万円
歳末たすけあい助成に (ひとり暮らし高齢者・障がい者への激励金や交流事業費、里子・児童養護施設入所児等への進学・就職支度金など) ※市町村により助成内容が異なります	1億2,859万円
県内の共同募金運動を推進するために (県内33市町村共同募金委員会の事務費や、県共同募金会の事務費・事業費など)	6,346万円



## 助成事業募集のお知らせ

### 令和5年度共同募金による福祉のまちづくり支援事業（令和6年度事業）

地域において身近な福祉課題に取り組んでいる団体や、住民に向けた福祉サービスを行う団体の、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を支援し、住民参加による福祉コミュニティづくりを推進するため、次の助成事業を募集します。

#### ▶ 募集期間（予定）

令和5年10月16日～令和5年12月15日

#### ▶ 助成対象団体

地域の福祉向上を目的に活動する県内のボランティア・NPO団体や、町内会・自治会等の住民グループ

#### ▶ 助成対象経費

- ① 高齢者、障がい児・者、幼児・児童、その他住民を対象に行う地域での福祉活動に直接使用する機器・用具、備品（以下、機器等）の購入経費
- ② 地域で福祉活動を行う団体の活動拠点の立ち上げに必要な機器等の購入経費

#### ▶ 助成額

1万円から20万円まで  
※助成総額400万円

#### ▶ 事業実施期間

令和6年度

#### ▶ 助成対象事業例

##### ● 高齢者のための活動

みまもり、配食、生活支援、介護予防、健康相談、ふれあいサロン、生きがいづくり等

##### ● 障がい児・者のための活動

音訳、点訳、みまもり、生活支援、当事者の趣味活動、地域との交流活動、相談事業等

##### ● 幼児・児童・青少年のための活動

子育て支援、児童健全育成、若者自立支援等

##### ● その他住民のための活動

地域の福祉課題に取り組む活動、福祉講座、ボランティア養成、心の悩みの傾聴相談等

※詳細は、岩手県共同募金会のホームページをご覧ください。

共同募金に関するお問合せは、所在地の市町村共同募金委員会（市町村社会福祉協議会）又は岩手県共同募金会まで

社会福祉法人  
岩手県共同募金会

〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3  
電話：019-637-8889 FAX：019-637-9712  
E-mail：iwate-kyoubo@iwate-shakyo.or.jp

スマホからも募金できます！  
クレジットカードやコンビニ、ペイジー等で決済できます！



あなたの町の赤い羽根の支援活動、知っていますか？



### 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

令和5年度

## ボランティア活動保険

商品パンフレットは  
こちらから  
(ふくしの保険ホームページ)



#### 保険金額・年間保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円			
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)			
	入院保険金日額		6,500円			
	手術	入院中の手術		65,000円		
		外来の手術		32,500円		
	通院保険金日額		4,000円			
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外 <sup>(*)</sup>		初日から補償		
賠償責任	地震・噴火・津波による死傷		×	○	○	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)			
年間保険料			350円	500円	550円	

\*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

#### <重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの交替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



#### ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

#### 送迎サービス補償

(傷害保険)

#### 福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

#### 団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00(土日・祝日、年末年始を除きます)  
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

#### 取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667

受付時間：平日の9:30～17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ22-12223より抜粋して作成)